

## 共同研究契約書

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「甲」という。）と\*\*\*\*株式会社（以下「乙」という。）とは、以下の研究を共同で行うにあたり、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1. 甲および乙は共同して、次の研究（以下「本共同研究」という。）を行う。

(1) 本共同研究の題目

「固体酸化物エネルギー変換デバイス(SOFC-SOEC)の革新技術に関する研究」

(2) 本共同研究の目的

本共同研究は、エネルギー変換先端技術に関連する研究開発により、電気・熱・有用ガスにフレキシブルに変換可能な、高効率固体酸化物エネルギー変換デバイスを実現することで、わが国が目指す水素社会、省エネルギー・低炭素社会実現に貢献する。そのため、固体酸化物形燃料電池(SOFC)及び高温水蒸気電解(SOEC)に利用可能な、高性能電極・電解質材料研究・開発、革新セルスタック研究・開発と製造方法の開発、革新評価方法や評価手法の研究・開発、規格・標準化のための技術データ提供、固体酸化物形燃料電池(SOFC)及び高温水蒸気電解(SOEC)技術の将来シナリオ・戦略策定などをおこない、今後必要とされる技術課題解決や開発すべき方向性などを明確化する。

(3) 本共同研究の内容および目標

本共同研究では、革新的な固体酸化物形燃料電池(SOFC)及び高温電解(SOEC)技術を研究・開発するため、次に示す項目を共同研究する。

- 1) 革新材料の創製：電極反応速度が従来より数倍速い特異な界面構造の創製・材料の開発をおこなうとともに、再酸化や熱サイクルに強い、革新材料を開発する。
- 2) 革新セルスタックの創製：将来の低コスト化、適用性拡大を展望し、従来の数倍の性能を示す革新SOFCセルスタックの開発をおこなう。具体的には4kW/Lの出力、3A/cm<sup>2</sup>の電流密度を達成しつつも実用に耐えうるセルスタックの基本技術の見通しを得る。
- 3) 戦略シナリオ策定：SOFC-SOEC技術の社会実装、新しいアプリを展望し、その戦略的導入シナリオを議論するとともに技術開発に必要な項目、社会的な要請などを整理する。

但し、上記1)及び2)については、「固体酸化物エネルギー変換先端技術コンソーシアム(ASEC)運営規約」（以下「運営規約」という。）第19条第3項に基づき、乙が当該研究プロジェクトに参加した場合にのみ適用される。

なお、各年度における詳細な研究内容・目標については、別途実施計画書を作成する。

(4) 甲および乙の研究業務の分担

別表1のとおり

(5) 研究推進体制等

本共同研究は、「固体酸化物エネルギー変換デバイスの革新技術に関する研究」における研究開発を効果的・効率的に推進するために設置する「固体酸化物エネルギー変換先端技術コンソーシアム(ASEC)」(以下「コンソーシアム」という。)のもと、甲と「固体酸化物エネルギー変換先端技術コンソーシアム(ASEC)運営規約」(以下「運営規約」という。)別表1の機関(以下、別表1の機関を総称して「ASEC参画機関」という。)が定め合意した運営規約および「固体酸化物エネルギー変換先端技術コンソーシアム知的財産権取扱規約」(以下「知財取扱規約」という。)に基づき推進するものとする。なお、甲は、甲が乙および他のASEC参画機関と合意する運営規約および知財取扱規約が、同一内容であることを保証する。

2. 本共同研究の期間は、平成28年6月1日から、平成29年3月31日までとする。  
なお、必要があるときは、甲乙合意のうえ、運営規約で定めるコンソーシアム設置期間の範囲内で延長することができる。
3. 甲および乙は、それぞれ別表2に記載の者を、参加研究員等(共同研究契約条項第1条第1項に規定する参加研究員等をいう。)として本共同研究に従事させ、自己の参加研究員等に本契約、運営規約および知財取扱規約の規定を遵守させるものとする。
4. その他の事項は、「共同研究契約条項」のとおりとする。

(以下余白)

本契約の証として、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号  
国立研究開発法人産業技術総合研究所  
理事長 中鉢 良治 [印]

乙 住 所

〇 〇 会社 [社印]  
代表取締役社長 〇〇〇〇 [代表者印]  
(または、権限を委任された者) [委任された者の印]  
(個人の場合 氏名 [印])

## 共同研究契約条項

### (用語の定義)

第1条 本契約において「参加研究員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 役員、職員、外来研究員、派遣職員その他契約により甲または乙の業務に従事する者（以下「役職員等」という。）であって、本共同研究を実施する者（以下「参加研究員」という。）

二 参加研究員以外の役職員等であって、本共同研究を支援するために参画する者

2 本契約において「研究成果」とは、本共同研究の過程においてまたは結果として甲および乙の参加研究員が単独でまたは相手方参加研究員と共同で創製した発明等に係る知的財産権、有形物それ自体、その他一切の技術的成果をいう。

3 本契約において「乙の関係会社」とは、乙が議決権付株式の過半数を直接又は間接に保有する、別表3に定める者をいう。

**※第3項は、不実施機関（大学、公設研等）との契約では不要または該当しないため、別表3を含め削除する。**

### (本共同研究の遂行)

第2条 甲および乙は、自己の参加研究員により協同して本共同研究を行うとともに、本共同研究の管理を行い、かつ運営規約および知財取扱規約を遵守し本共同研究の効率的推進を図る。

### (本共同研究の分担、第三者への委託の制限)

第3条 甲および乙は、別表1に掲げる担当業務を各担当の責任において遂行する。

2 甲および乙は、相手方の事前の書面による同意を得ることなく、別表1に掲げる自己の担当業務の全部または一部を、第三者に委託してはならない。

### (参加研究員等の追加等)

第4条 甲および乙は、参加研究員等を追加し、または参加研究員等の本共同研究への参加を終了させる場合には、甲および乙の参加研究員等間で事前に協議し同意を得たうえで、別紙1の通知書により事前に相手方に通知するものとする。この場合において、当該追加または終了に係る事由の性質等により事前に通知できなかったときは、事後において速やかに通知するものとする。

### (参加研究員等の派遣)

第5条 甲および乙は、別表2の参加期間欄に掲げる派遣期間内において、自己の参加研究員等を相手方の施設に派遣し、本共同研究に従事させることができる。この場合において、甲および乙は、当該参加研究員等が相手方の指示および規程その他の定めに従うために必要な措置をとるものとする。

2 甲および乙は、参加研究員等の派遣の有無等について変更する場合には、甲および乙の参加研究員等間で事前に協議し同意を得たうえで、別紙1の通知書により事

前に相手方に対して通知するものとする。この場合において、当該変更または終了に係る事由の性質等により事前に通知することができなかつたときは、事後において速やかに通知するものとする。

- 3 甲および乙は、自己の参加研究員等が相手方の施設において事故や災害に遭遇したときは、事後の対応および調査について、相手方に協力するものとする。

(人頭経費等の負担)

第6条 乙は、自己の参加研究員が甲の施設内で本共同研究に従事する場合には、別表4に定める人頭経費(乙の参加研究員の受け入れに係る庶務、情報システム維持管理、安全管理等の経費をいう。以下同じ。)を負担するものとする。ただし、アソシエイト会員(運営規約第19条第3項により研究プロジェクトに参加する場合を除く)及び甲が別途定める機関(国、独立行政法人、地方公共団体及び大学の職員および学生)は、本条(次項を除く)の適用は受けないものとする。

- 2 甲の参加研究員等が乙の施設内で本共同研究を実施する場合の経費の負担については、甲乙間で別途協議するものとする。

(設備等の取扱い)

第7条 本共同研究における甲および乙が管理する設備および研究備品等(以下「設備等」という。)の取扱いについては、運営規約の規定によるものとする。

(研究資金等の負担および研究資金額の確定等)

第8条

**※第1項は次の2から選択**

- ① 甲および乙は、それぞれ本共同研究の経費(以下「研究費」という。)を負担するものとし、乙は、本共同研究に要する甲の研究費の一部(以下「研究資金」という。)を甲に支払うものとする。

研究資金 ￥0,000,000.- (消費税および地方消費税を含む。)

(直接経費 ￥0,0000,000.- 間接経費 ￥000,000.-)

- ② 甲および乙は、それぞれ本共同研究の経費(以下「研究費」という。)を負担するものとする。

**※第2項は第1項の選択および、契約相手方による。**

**※不実施機関(大学、公設研等)との契約では人頭経費徴収は不要または該当しないため、当該相手方との契約で、本項が①に該当する場合には人頭経費に関する記載を削除し、②に該当する場合には2項を全削除する(全削除の場合は、3項および4項も、あわせて削除)。人頭経費に関する事項を削除した場合は、「研究資金等」の定義は不要となるため、以下、研究資金等の表示を研究資金に修正する。**

- ① 2 乙は、研究資金および別表4に定める人頭経費(以下「研究資金等」という。)については、甲が別途発行する請求書により指定した期日(以下「支払期限」という。)までに甲に支払うものとする。

- ② 2 乙は、別表4に定める人頭経費については、甲が別途発行する請求書により

指定した期日（以下「支払期限」という。）までに支払うものとする。

**③ 削除**

**※第3項は第2項の選択による**

- ① 3 乙は、支払期限を徒過した場合には、甲に対し、未払金額につき支払期限の翌日から支払済みとなる日までの日数に応じ年5.0パーセントの割合により計算した額を遅延損害金とし付加して支払うものとする。

**② 削除**

**※第4項は第1項の選択による**

- ① 4 研究資金により購入された設備・備品・材料部品・試料等の物は、甲の所有とする。

**② 削除**

**※第5項は第1項の選択および、契約相手方による。**

**※2項同様に、不実施機関（大学、公設研等）との契約では人頭経費徴収は不要または該当しないため、当該相手方との契約で、本項が①に該当する場合には人頭経費に関する記載を削除し、②に該当する場合には5項を全削除する。人頭経費に関する事項を削除した場合は、「研究資金等」の定義は不要となるため、以下、研究資金等の表示を研究資金に修正する。**

- ① 5 甲は、自己の規則の定めに従い、研究資金等の管理を行うものとする。なお、第12条に基づき本契約を終了する場合および第13条に基づき本契約を解約する場合における研究資金等の残額の取り扱いは、運営規約に定める運営委員会で取り決めるものとする。

- ② 5 甲は、自己の規則の定めに従い、人頭経費の管理を行うものとする。なお、第12条に基づき本契約を終了する場合および第13条に基づき本契約を解約する場合における人頭経費の残額の取り扱いは、運営規約に定める運営委員会で取り決めるものとする。

**③ 削除**

**※第6項は第1項の選択による**

- ① 6 甲は、実施年度毎に研究資金の支出実績等の報告を行うものとする。ただし、当該報告は、コンソーシアムを構成するASEC参画機関から提供を受けた研究資金の総額に係る報告をもって行うものとする。

**② 削除**

（秘密情報の取扱い）

第9条 本共同研究における秘密情報の取扱いについては、運営規約の規定によるものとする。

（研究成果の取扱い）

第10条 本共同研究における研究成果の取扱いについては、運営規約および知財取扱規約の規定によるものとする。

(本共同研究成果の報告)

- 第11条 甲および乙は、本契約終了後、30日以内に別紙2により、自己の参加研究員にその研究成果の概要を報告書としてとりまとめさせ、双方に提出させるものとする。
- 2 前項のほか、運営規約の規定により取りまとめる研究成果報告書について、甲および乙は協力するものとする。

(本契約を終了させることができる場合)

- 第12条 甲および乙は、次の各号のいずれかの事由が生じたことについて甲乙合意したときは、本共同研究契約の期間中であっても、本契約を終了させることができる。
- 一 本共同研究および／またはコンソーシアムの目的が達成されたこと
  - 二 本共同研究および／またはコンソーシアムの目的の達成が困難となったこと  
(天災事変その他の不可抗力による場合を除く。)
  - 三 甲の中長期計画(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の5に定めるものをいう。)の終了または変更に伴い、本共同研究の実施が困難となったこと
  - 四 前各号に掲げるもののほか、本契約を終了させざるを得ない特別の事由
- 2 甲および乙は、前項の規定により本契約が終了した場合において、当該終了に伴い相手方に生ずる一切の損害、損失、責任等については、何ら責任を負わないものとする。

(契約の解約)

- 第13条 特記事項に定めるもののほか、甲または乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに、本契約を解約することができる。
- 一 本契約に違反し、10日間以上の期間を定めてその履行を催告したにもかかわらず、その期間内に履行されないとき
  - 二 監督官庁より営業の取り消しまたは停止の処分を受けたとき
  - 三 手形もしくは小切手の不渡処分を受け、仮差押えもしくは仮処分が執行され、または強制執行が実施されたとき
  - 四 破産手続、民事再生手続、特別清算または会社更生手続の開始の申立てがあったとき
  - 五 解散の決議をしたとき
- 2 甲または乙は、天災事変その他の不可抗力によって、本契約の目的の達成が困難となったときは、本契約を解約することができる。

(損害賠償請求)

- 第14条 特記事項に定めるもののほか、甲または乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときには、損害賠償を請求することができる。
- 一 相手方が本契約に違反したことにより、損害を被ったとき
  - 二 相手方に前条第1項各号の事由が生じたため、前条の解約を行った場合において、損害を被ったとき

三 相手方の参加研究員等の故意または重大な過失により、自己が管理する設備等に損害を被ったとき

(契約上の地位の譲渡等の禁止)

第15条 甲および乙は、相手方の書面による事前の同意なしに、本契約上の権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。事業または営業の譲渡とともにする場合および一般承継させる場合も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第16条 甲および乙は、相手方から預託された個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)については、善良なる管理者の注意義務をもって取り扱うものとする。

2 甲および乙は、本共同研究を遂行するために必要な範囲を超えて、相手方が保有する個人情報を取得してはならない。

3 甲および乙は、本共同研究を遂行するために個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により取得するものとする。

4 甲および乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合には、この限りではない。

一 相手方から預託を受けた個人情報または自己が本共同研究を遂行するために収集した個人情報を第三者に預託し、もしくは提供し、またはその内容を知らせる行為

二 相手方から預託を受けた個人情報または自己が本共同研究を遂行するために収集した個人情報について、本共同研究を遂行するために必要な範囲を超えて使用し、複製し、または改変する行為

5 甲および乙は、個人情報を取り扱うにあたり、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

6 甲および乙は、相手方から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、速やかに返還するものとする。ただし、相手方が別に指示したときは、その指示によるものとする。

7 甲および乙は、相手方から預託を受けた個人情報について、漏洩、滅失、き損、その他本条の規定に係る違反等が発生したときは、相手方に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

(専属的合意管轄)

第17条 甲および乙は、被請求人の住所地を管轄する地方裁判所を、本契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

(契約期間および残存条項)

第18条 本契約の有効期間は、本契約2. に定める期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、第11条第1項の規定は同条に定める報告書が提出され



る日まで有効とし、第16条および前条の規定は本契約終了後も有効とし、第14条の規定は民法上認められる時効期間有効とする。なお、運営規約および知財取扱規約にて別途規定する場合は、当該期間中有効とする。

(協議事項)

第19条 本契約に定めなき事項または本契約の解釈に係る疑義が生じたときは、運営規約および知財取扱規約ならびに法令の規定に従うほか、甲および乙は誠意をもって協議し、解決するものとする。なお、本契約と運営規約および知財取扱規約の解釈に疑義が生じた場合、原則として運営規約および知財取扱規約の規定が優先するものとする。

特 記 事 項

(暴力団関与の属性要件に基づく契約の解約)

第1条 甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解約することができる。

- 一 相手方が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、または相手方の役員等（個人である場合にはその者、法人である場合には役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合には代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 相手方の役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 相手方の役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力（ただし、法令により取引が義務付けられているものは除く。）し、もしくは関与しているとき
- 四 相手方の役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(委託契約等に関する契約の解約)

第2条 甲または乙は、本契約に関する委託先等（委託先（相手方の同意を得て甲または乙の担当業務を委託した第三者および当該委託以降のすべての受託者をいう。以下同じ。）ならびに自己または委託先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解約対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該委託先等との契約を解約し、または委託先等に対し解約対象者との契約を解約さ

せるようにしなければならない。

- 2 甲または乙は、相手方が委託先等が解約対象者であることを知りながら契約し、もしくは委託先等の契約を承認したとき、または正当な理由がないのに前項の規定に反して当該委託先等との契約を解約せず、もしくは委託先等に対し契約を解約させるための措置を講じないときは、本契約を解約することができる。

(損害賠償)

第3条 甲または乙は、第1条または前条第2項の規定により本契約を解約した場合には、これによりその相手方（以下この条において「当該相手方」という。）に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 甲または乙は、第1条または前条第2項の規定により本契約を解約した場合において、自らに損害が生じたときは、当該相手方はその損害を賠償するものとする。

- 3 前項において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者または構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者および構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第4条 甲または乙は、本契約に関して、自らまたは委託先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、これを拒否し、または委託先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を相手方に報告するとともに警察への通報および捜査上必要な協力を行うものとする。

(以下余白)

別表 1 (頭書 1. (4) 関連)

研究業務の分担

甲の担当業務	乙の担当業務(例)
1) 革新材料・界面構造の創製、ロバスト材料の創製	革新材料プロジェクト、革新セルスタックプロジェクトでは、技術検討委員会での討論・議論を通じ革新技術開発を推進する。 また、戦略シナリオプロジェクトでのSOFC-SOEC技術の導入シナリオ、新しい適用先開拓などを議論する。
2) 革新SOFCセルスタックの開発	
3) SOFC-SOEC技術の社会実装に向けての戦略シナリオの策定	

別表 2 (頭書 3. 第 5 条 第 1 項 関連)

参加研究員等

【甲】

氏名	乙への派遣	参加期間・(うち乙への派遣期間)
宗像 鉄雄	無	H28.5.1—H29.3.31
堀田 照久	無	H28.5.1—H29.3.31
嘉藤 徹	無	H28.5.1—H29.3.31
山地 克彦	無	H28.5.1—H29.3.31
岸本 治夫	無	H28.5.1—H29.3.31
Bagarinao Katherine	無	H28.5.1—H29.3.31
山口 十志明	無	H28.5.1—H29.3.31
島田 寛之	無	H28.5.1—H29.3.31
石山 智大	無	H28.5.1—H29.3.31

【乙】

氏名	甲への派遣	参加期間・(うち甲への派遣期間)
氏名	有	HO. O. O—HO. O. O ・ (HO. O. O—HO. O. O)
氏名	無	HO. O. O—HO. O. O
氏名	有	HO. O. O—HO. O. O ・ (HO. O. O—HO. O. O)
氏名	有	HO. O. O—HO. O. O ・ (HO. O. O—HO. O. O)

別表3（第1条第3項関連）

乙の関係会社

乙の関係会社の名称	乙の関係会社の本店の所在地
〇〇株式会社	
〇〇株式会社	
〇〇株式会社	

別表4（第6条関連）

人頭経費

月額適用者	<p>計算式  <math>@25,000円 \times 人数 \times 月数 - \Delta\Delta, \Delta\Delta\Delta円</math>（※地域センターが行う減額措置の額。地域センターが減額措置を行う場合のみ記載。以下同じ）  <math>@25,000円 \times \bigcirc人 \times \bigcirc月 - \Delta\Delta, \Delta\Delta\Delta円</math></p>	〇〇〇,〇〇〇円
日額適用者	<p>①日額適用者の人数および派遣日数が予め確定している場合の記載例          注)日額適用者の人数および派遣日数が予め確定している場合であっても、実施記録簿での確認が必要。          計算式  <math>@2,000円 \times 人数 \times 日数 - \Delta\Delta, \Delta\Delta\Delta円</math>  <math>@2,000円 \times \bigcirc人 \times \bigcirc日 - \Delta\Delta, \Delta\Delta\Delta円</math></p> <p>②日額適用者の人数および派遣日数が予め確定していない場合の記載例          注)地域センターが減額措置を行う場合は、「乗じた額に」の部分「乗じた額から甲が行う減額措置の額を減じた額に」等に修正すること。</p> <p>1名につき日額2,000円とし、乙は、実施記録簿の延べ日数を乗じた額に消費税を加えた額を、各年度分として甲が発行する請求書により、速やかに甲に支払う。</p>	<p>〇〇,〇〇〇円</p> <p>(実績による)</p>
消費税		〇〇,〇〇〇円
合計		〇〇〇,〇〇〇円

(以下余白)

別紙1（第4条、第5条第2項）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

被申入機関（契約締結者）  
役職 氏名 殿

申入機関（契約締結者）  
役職 氏名 （印）

参加研究員等に関する変更に係る通知書

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）が平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで締結した「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」に係る共同研究契約書第4条および/または第5条第2項に基づき、参加研究員等の変更について以下のとおり通知致します。

記

1. 変更する参加研究員等の氏名等

氏名	所属機関名	変更内容	派遣の有無	変更後の参加期間 (変更後の派遣期間)
				HO. O. O~HO. O. O (HO. O. O~HO. O. O)
				HO. O. O~HO. O. O (HO. O. O~HO. O. O)
				HO. O. O~HO. O. O (HO. O. O~HO. O. O)
				HO. O. O~HO. O. O (HO. O. O~HO. O. O)

2. 人頭経費増減分（派遣について変更が生じた場合に記載）

注）1. の「所属機関名」欄は、通知者と異なる機関に所属している場合のみ記入する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

共同研究終了概要報告書

甲研究代表者 国立研究開発法人産業技術総合研究所  
所 属

氏 名 印

乙研究代表者 機 関 名  
所 属

氏 名 印

1. 研究題目

2. 研究実施期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日

3. 共同研究の成果の概要

4. 特許権等出願状況等

5. 口頭・誌上発表

6. その他

注) A4版で数枚程度にまとめるものとし、必要に応じて関係資料を添付する。